

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会
見舞金及び弔慰金支出規程

(目 的)

第1 条 この規程は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会（以下「法人」という。）の役員等に対する傷病及び災害等の見舞金及び弔慰金の支出について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の定義)

第2 条 この規程において、役員等とは次のものをいう。

- (1) 顧問
- (2) 理事及び監事
- (3) 評議員
- (4) 心配ごと相談員
- (5) 各委員会委員
- (6) その他法人の会長が委嘱した委員
- (7) 事務局職員

(基準額)

第3 条 傷病及び災害等の見舞金並びに弔慰金の額は、次のとおりとする。

- (1) 傷病及び災害により、1 カ月以上の療養又は入院を要する場合
5, 0 0 0 円
- (2) 住宅が全焼・全壊又はこれに準ずる程度の災害を被った場合
5, 0 0 0 円
- (3) 前条に規定する対象者と同居の父母又は配偶者が死亡した場合
5, 0 0 0 円
- (4) 在職死亡した場合
1 0, 0 0 0 円

(委 任)

第4 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成2 年4 月2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成1 9年5 月3 1 日から施行する。